

## スズキ（株）

〒432-8611 はままつしたかつかちよう 浜松市高塚町300 ☎ 053-440-2216

## 本田技研工業（株）はままつせいさくじよ 浜松製作所

〒433-8501 はままつしあおいひがし 浜松市葵東1-13-1 ☎ 053-439-2011

## ヤマハ発動機（株）はつどうき

〒438-0025 いわたししんがい 磐田市新貝2500 ☎ 0538-32-1145

### ざいりゅうしかく 3 在留資格

がいくじん 外国人が日本ににほん 入国する際に、ざいりゅうしかく 在留資格とざいりゅうきかん 在留期間が決定されます。

ざいりゅうしかく 在留資格とは、がいくじん 外国人が日本に滞在する間、それぞれについてある一定の活動を行うことができる資格のことです。ざいりゅうきかん 在留期間はその在留資格ごとに定められています。

さだ 定められた在留資格以外の活動をする場合や、ざいりゅうきかん 在留期間を延長する場合には、にゅうこくかんりきよく 入国管理局から許可を受けなければなりません。

てつづ 手続きは申請する本人がにゅうこくかんりきよく 入国管理局で行います。申請書、身元保証書（様式）てすうりようのうふしよ 手数料納付書などはにゅうこくかんりきよく 入国管理局にあります。

てつづ 手続きには手数料がかかり、しゅうにゅういんし 収入印紙で納めることになっています。にゅうこくかんりきよく 入国管理局に収入印紙購入場所の案内が出ていますので、申請の際にかくにん 確認してください。

ざいりゅうきかん 在留期間が切れたまま日本に滞在していると、ほうりつ 法律により厳しく罰せられます。パスポートを見て、ざいりゅうしかく 在留資格とざいりゅうきかん 在留期間を確認しておきましょう。ざいりゅうしかく 在留資格についてはざいりゅうしかくいちらんひよう 在留資格一覧表をご覧ください。（ざいりゅうしかくいちらんひよう 在留資格一覧表P.29）

こんな場合に手続きをする必要があります。

## 1. 留学生在がアルバイトをする場合

### 資格外活動許可

現在与えられている在留資格に属する活動以外の収入を伴う活動を行おうとする場合には、資格外活動許可を受けなければなりません。

必要なもの

- ・資格外活動許可申請書
- ・資格外活動の内容を明らかにする書類
- ・パスポートまたは在留資格証明書
- ・外国人登録証明書

## 2. 外国人が日本人と結婚した場合 在留資格変更許可

現在行なっている活動をやめて、新たに別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合には、在留資格変更許可を受けなければなりません。外国人が日本人の配偶者と死別や離婚した場合なども、この手続きが必要です。

必要なもの

- ・在留資格変更許可申請書
- ・申請理由を明らかにする資料
- ・パスポートまたは在留資格証明書
- ・外国人登録証明書
- ・資格外活動の許可を受けている場合には、その許可書
- ・手数料4,000円

## 3. 在留期間を延長する場合 在留期間更新

在留期間を延長する場合には、現在の在留期間が満了する日までに



ざいりゅうきかん こうしん きょか う しんせい つうじょう ざいりゅうき  
在留期間の更新の許可を受けなければなりません。申請は通常、在留期  
かん まんりょう ひ やく げつまえ う つつて  
間が満了する日の約2か月前から受け付けています。

必要なもの

- ・ 在留期間更新許可申請書
- ・ 申請理由を明らかにする資料
- ・ パスポートまたは在留資格証明書
- ・ 外国人登録証明書
- ・ 在留資格変更手続きの必要書類
- ・ 申請人の職業証明書
- ・ 申請人の住民税課納税証明書
- ・ 手数料4,000円
- ・ その他入国管理局が指定する書類



#### 4. 一時的に出国し、再入国する場合

#### 再入国許可

許可されている在留期間内に一時的に帰国し、再び入国しようとする  
ばあいは しゅつこく まえ さいにゅうこく きょか う きょか  
場合は、出国する前に再入国許可を受けなければなりません。許可は、  
げんそく かいがぎ さいじさいにゅうこくきょか う  
原則として1回限りのものと、数次再入国許可を受けることもできます。

必要なもの

- ・ 再入国許可申請書
- ・ パスポート
- ・ 外国人登録証明書
- ・ 手数料3,000円（1回の場合）、6,000円



(数次の場合)

- ・ その他入国管理局が指定する書類

#### 5. 外国人夫婦に子供が生まれた場合

#### 在留資格の取得

日本で生まれた外国人が60日以上に日本に住む場合は、生まれた日か  
ら30日以内に在留資格を取得しなければなりません。

必要なもの

- ざいりゆうしやくしゆとくきょかかしんせいしよ  
・在留資格取得許可申請書
- しゅっせい しようめい ぶんしよ しゅっせいしようめいしよ  
・出生したことを証明する文書（出生証明書など）
- ふ ぼ がいこくじんとうろくしようめいしよ  
・父母のパスポートまたは外国人登録証明書
- しつもんしよ にゆうこくかんりきょく まどぐち  
・質問書（入国管理局の窓口にあります）
- たにゆうこくかんりきょく してい しよるい  
・その他入国管理局が指定する書類



6. 永住を希望する場合 永住許可

にほん えいじゆう ばあい えいじゆうきょか  
日本に永住する場合は、永住許可を受けなければなりません。許可申請の要件、必要書類については、入国管理局にお問い合わせください。

なごやにゆうこくかんりきょくしずおかしゅつちようじよ ☎ 054-653-5571  
・名古屋入国管理局静岡出張所  
しずおかしてんまちよう しずおかえき とほ ぶん  
静岡市伝馬町9-4 abcプラザビル 6階（JR静岡駅から徒歩5分）  
たごのうらこうしゅつちようじよ しみずこうしゅつちようじよ ねん がつ にち へいま  
田子浦港出張所、清水港出張所は2001年11月30日で閉鎖されました。

案内図

